

第 1 回
赤穂市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画策定委員会資料

(1) 第 10 期計画の策定について

令和 8 年 7 月 24 日 (金)

I 第10期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

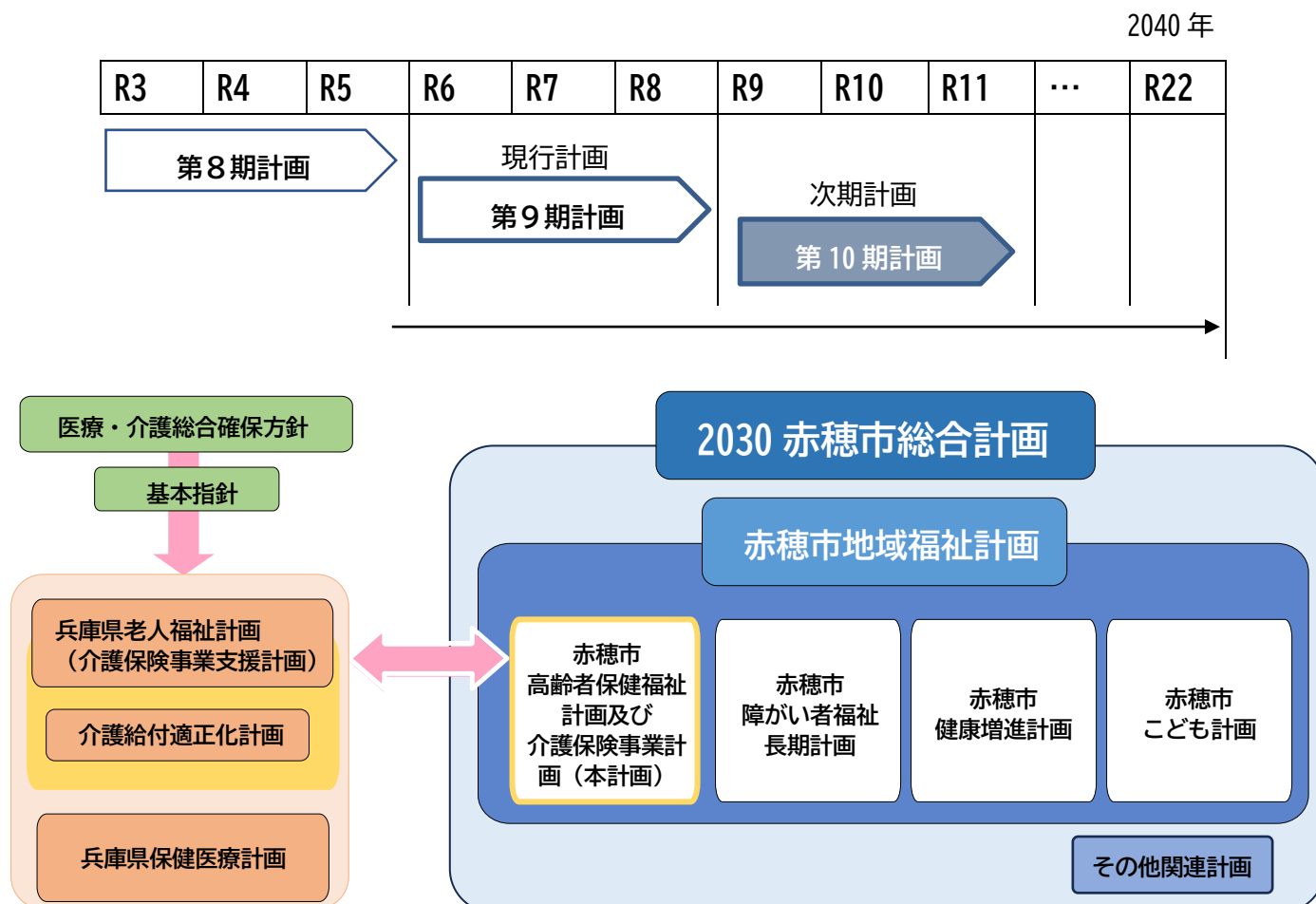
1. 法的位置づけ

「第10期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定することとなる「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第116条第1項による国の基本指針に沿って、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

2. 計画の期間と他計画との関係

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項の規定に基づき、3年を1期として計画内容を見直す必要があります。そのため、本年度、新たに令和9（2027）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする第10期計画の策定を行います。

なお、策定に当たっては、国から示される「基本指針」等を踏まえ、また、他の関連計画との整合性を図ります。



Ⅱ 国が示す基本指針（案）について

社会保障審議会介護保険部会（令和 8 年 6 月 29 日）資料より

（前文）

21 世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設された。

介護保険制度は、その創設から 25 年が経ち、高齢化の進行とともに 65 歳以上の第 1 号被保険者は約 1.7 倍に増加する中で、介護サービス利用者は制度創設時の約 3.6 倍に増加するなど、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。（中略）

今後、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎える。このような高齢化の一層の進展に加えて、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口が増加するとともに、認知症高齢者の増加や、独居の高齢者等の増加も見込まれる中で、どのように高齢者を支えていくかが大きな課題であり、早急な対応が求められる。

また、2040 年に向けては、高齢化や人口減少のスピードには大きな地域差が生じることが見込まれ、地域によってサービス需要の変化は様々となる。このため、「時間軸」（当該計画期間における取組及び 2040 年頃を見据えた中長期的な課題に対する視点を考慮することをいう。）及び「地域軸」（介護ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することをいう。）の両視点から、各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要である。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、都道府県や市町村（特別区を含む。）、地域の関係者が、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上による職場環境改善、経営改善に向けた支援について議論し、必要な対策を講じていくことが重要である。（後略）

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等地域の実態の把握等
- 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 4 都道府県との連携
- 5 第 10 期の目標
- 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

7 他の計画との関係

8 その他

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

1 日常生活圏域

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び 2040 年度を含む中長期的な推計

(1) 各年度における介護給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。）の種類ごとの量の見込み及び 2040 年度を含む中長期的な推計

(2) 各年度における予防給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。）の種類ごとの量の見込み及び 2040 年度を含む中長期的な推計

3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び 2040 年度を含む中長期的な推計

(1) 総合事業の量の見込み及び 2040 年度を含む中長期的な推計

(2) 包括的支援事業の事業量の見込み及び 2040 年度を含む中長期的な推計

4 2040 年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項

(1) 地域の実情に応じたサービス提供体制の確保

(2) 医療・介護連携

(3) 高齢者向け住まい

(4) 人材確保、生産性向上、経営改善支援

5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

(1) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定

(2) 介護給付の適正化への取組及び目標設定

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

第三 都道府県介護保険事業計画の作成に関する事項

第四 指針の見直し

この指針は、令和 9 年度からの第 10 期市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業計画の作成に資するよう定めたものである。

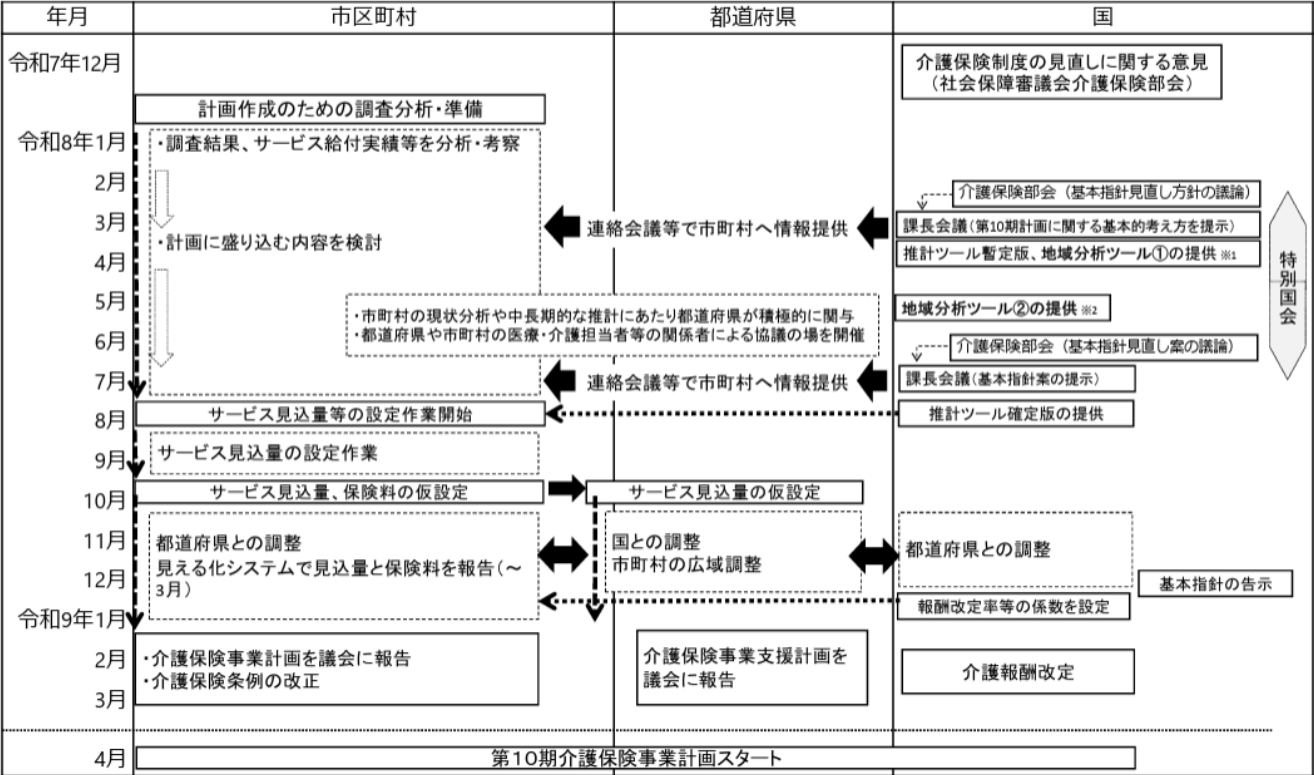
この指針については、法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。

IV 計画策定のスケジュールについて

厚労省より令和8年3月に示された策定スケジュールは以下の通りです。本市ではこれに基づき、下記のスケジュールで第10期計画を策定していきます。

出典：社会保障審議会介護保険部会（第134回） 令和8年3月9日

現段階における、第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール



		市スケジュール	策定委員会予定
年月	7月	計画の策定について	○
	8月	骨子案作成	
	9月	計画素案作成	○
	10月	↓	○
	11月	↓	○
	12月	パブリックコメント	
令和9年	1月	↓	
	2月		○
	3月	計画成案	